

## 令和2年度 第1回 徳島県障がい者自立支援協議会 議事録

1 日 時 令和2年8月31日（月）午後2時から午後4時まで

2 場 所 徳島県立総合教育センター 研修室2

3 出席者

委 員

堀本孝博会長，島 義雄副会長，大下直樹委員，久米清美委員，久米川  
晃子委員，佐河勇気委員，藤村真樹委員，松下義雄委員，森泉摩州子委員

関係部局及び事務局

障がい福祉課3名，健康づくり課1名，精神保健福祉センター1名，発達  
障がい者総合支援センター1名，東部保健福祉局1名，南部総合県民局1  
名，西部総合県民局1名，特別支援教育課1名，障がい者相談支援センタ  
ー3名

4 会次第

i 開 会

ii 挨 拶

iii 議 事

(1) 行動障がいがある障がい者（児）のサービス利用等実態調査の結果につ  
いて

(2) 地域自立支援協議会推進部会及び各検討会議の状況について

(3) 人材育成部会の状況について

(4) 発達障がい者（児）福祉に関するアンケート結果報告について

(5) その他

iv 閉 会

【配付資料】

資料1 行動障がいがある障がい者（児）のサービス利用等実態調査の結果に  
ついて【概要】（案）

資料2 行動障がいがある障がい者（児）のサービス利用等実態調査の結果に  
ついて

資料3 地域自立支援協議会推進部会報告

資料4 人材育成部会報告

資料5 発達障がい者（児）福祉に関するアンケート結果報告

5 議事内容

※ 障がい福祉課長代理より挨拶

議事（１）について障がい者相談支援センターより資料１及び資料２に沿って説明。

（会長）

議題１について、ご質問、ご意見等いただきたいと思います。それではまず、市町村の意見について何か印象等がございましたらお願いします。

（委員）

資料１，４ページの市町村の集計結果の中で、問２の人数と居住種別について、そこに、「強度行動障がいのある知的障がい者」とその下に「障がい児」があるんですが、その数から見て、大人の者の場合は施設入所の割合がほぼ居住種別で言えば７１パーセントで非常に高い、また、知的障がい者に占める割合についても４３．８パーセントと、他のグループホームとか在宅に比べて非常に高い数字になっている。

それから知的障がい児の方については、施設入所よりか在宅で１００パーセント。その中で、知的障がい児の全体に占める割合が１１．６パーセントということで、大人になったら施設を利用される割合が非常に高いということ、子供の場合については、ほぼ全員在宅という現状がここから見える。

そういう意味で、者の場合については施設支援での充実というか、そういうものが対策としては大事になってくる。

子供の場合については、むしろ在宅支援、お母さんの方のサポートをする支援サービスを充実するということが、必要になるのかなと、市町村のデータからはそう感じました。

（会長）

ありがとうございました。

（委員）

この調査結果は、結果でよろしいと思いますが、私が聞いた話では障がい児者を持つ親というのは、その障がい児者がかわいくて、自分が見たいという気持ちがあるみたいですね。

ですから、施設での調査結果も出てますけども、国、県の方としたら、これから地域共生社会を目指すためには、そういう保護者に対する支援というのは重要視していかないと、そういう感じはしています。私はね。

保護者に対する支援というのは、あまり無いじゃないですか。

今度のコロナに対しても施設に対しては応分の手当をしておりますけども、在宅の障がい児者あるいは保護者に対する手当がほとんど無いんですよ。

そういう所から見たら、早くそういう方向に切り替えないと、これから入所者も減少するでしょうし、あるいは支援者も減っていくんですから、保護者に対する支援というのが重要になってくるので。私は５年、１０年を目処に見ていきますと、

そういう方向性もいるのではないかと、そんな風に思っています。

(会長)

ありがとうございました。

在宅の、特に保護者の支援とといいますか。

(委員)

市町村の結果を見ますと。

今、委員さんからも意見ありましたが、在宅で生活されている方の支援も本当に大事なかなと思うんですが、障がい者の場合には施設が圧倒的に多いと、その中間にあるグループホームが3パーセントとあまりに少ないというのが印象ですね。

やはり地域に近いところで生活、暮らすことが今後ますます重要になってくると言うことを考えたら、グループホームの整備とあわせて保護者も近いところで交わることができるということでの整備の必要性を痛感しております。この結果を見て。

(会長)

ありがとうございました。

(委員)

市町村の結果というか自由記載のところ、非常に地域の資源が乏しいというか、自分の所は関係施設がないというか、人口とかもあろうかと思いますが、そこらあたりは多分、今後の障がい者全体の計画の中で論じられるかも知れないんですが、圏域でどう調整するのかとか、こんなにサービスが無いというふうに書かれていると、確かに休日夜間になにかあった時に、どこを頼れば良いんだという、在宅の方も非常に不安かなと思いますので、こういう結果が出たんだなと受け取れるかなという風には感じました。

(副会長)

先に、それぞれの委員の方々がおっしゃったことなんですが、児の場合の在宅率が高いのは、一つは親御さんの思いもあるし、学校教育の存在というのも確かに大きいと思うんですね。そのあたり、この資料に載ってますけども、チームで連携してというのでは、学校関係の方々から頂く情報とか共有していく所というのが大事になってくるのかな、そのあたりの存在が、これから欠かせない存在になってくるのかなと痛感しております。

それと、市町村これが表れていないところもあるんですけども、最近のサービス利用計画とか認定調査等々で市町村担当者も実態というか強度行動障がいだけに限らないんですけども、いろいろな面で障がいの特性とか、生活の実態というのを感じてくれているので、その点、非常に我々の働きかけからしても、有効に動いてくれるというか、理解を示してくれるような状況下にあるので、行政を巻き込んでこれから対応というか施策というか、そういう面での一体感のある支援体制が取れ

ていったらなということ、この資料を見て感じました。

(会長)

ありがとうございました。

施設とか事業所の調査からあがってきている状況について、何かご意見ございませんでしょうか。

実は私、ずっと施設で生活支援をして参りました。それで、施設の環境とか人員配置をもっと厚く、環境整備をしたら、受け入れやすいんと違うかということ、このアンケート調査のデータをもらうまではずっと感じていたんですけど、先ほど事務局の方から話がありましたように、研修の場が欲しいんだと、どうしても、なかなか分からない、スキルが伴ってないんだということが1、2番にあがっていて、僕自身、あれっと思ったのが現実です。その辺も含めて、私の主観だったんですが、皆さんのご意見を賜ればと思いますので、よろしくお願ひします。

(委員)

先ほどの、会長からのお話の通りだろうと思います。

この意見の中で、色々なアドバイスをもらえないかとか事例検討の場とか、あと、コンサルテーションとか支援方法、情報交換、又は相談できるような体制整備ということで、いろんな言葉の中に相談できる体制をしっかりと充実してほしいというような自由記載の言葉が非常に多いという所からも会長の仰るとおりであろうと思います。

また問4の家族や他機関との連携という所で、やはり連携がうまくいった場合は支援がスムーズに行くといったところですね。そういう部分も非常に強度行動障がいの方の対応について、非常に有効じゃないかなと思いますので、それも併せて対応を検討する必要があるんじゃないかということ、後はハード面でも、可能であればこれから個別対応、自由記載の所にも、ハード面で個別対応ができず本人の落ち着ける空間を確保することが難しいという意見もありますので、施設の中で個室対応ができるような空間というのも受け入れをしていく上で、一つの大事なポイントになるのかなと思います。

(会長)

ありがとうございました。

(委員)

次の、相談支援事業所の分との比較で面白いなと思った点なんですが、入所施設、事業所の方としては会長が言われたとおり、支援に困ったときの相談、支援スキルの習得、これが上位に来ていると。

次いで人員の確保、居室の整備等ですが、相談支援事業所の方は居室の整備とか人員の確保が上位に来ていると、これが意識のズレ、相談支援事業所の相談支援員としては、保護者とうまく向き合って、じゃあ施設どうしますかとか、いろんな相

談に乗っていく際に、まずそちらを居室とか環境の方を重視している。

むしろ事業所の方は技術スキルの方を重視して、なんとか向上していきたいと思っている。

ここで、このズレに興味を持ったところです。

なので相談支援としては、ここはどうですよとか、特徴を捉えて紹介する際の部分にスキルよりもまず環境から入っている。

ここが埋まっていく必要があるのかなと、そんな風に感じました。

(会長)

ありがとうございました。

(委員)

今、委員もおっしゃったように、両方見たときのズレということ、もう一つあるのが、ハード面で整っていない場合、お願いしたけどうまくいかなかったというのが、相談支援事業所さんは73パーセントあって、施設の方は断っていないというのが逆に70何パーセントあると。

このズレというのは致し方ないのかなと思うんですが、解決策になるのかなと思うんですが、施設の方の自由記載を見ると、受け入れにあたって、他の機関とか学校とか、それぞれ情報共有やっている所はうまく行くけども、多くはうまくいってなくて、相談支援事業所から来るシート、それを基に対応せざるを得ないということがあるので、例えば放課後デイでも連絡会というのがあるような無いような感じがあったりとか、お忙しいんでしょうけど、そういう風な連絡会、情報交換か何かの機会が無いと、特にこの強度行動障がいの方の受け入れというのは、すごく大変なのかな、施設にしても大変なのかなという印象を受けました。

(会長)

ありがとうございました。

(副会長)

研修、県に於いても毎年やられていますが、これにもあった部分では、座学だけでなく、実際に施設現場とか、そういう風な部分での見学とか、そこでの話をお聞きしたりとかという、それに基づくスキルアップというのを、コロナ禍で大変な時期なんですけども、そういう研修もあっても面白いのかなと思いました。

(会長)

ありがとうございました。

(委員)

研修について思ったのですが、職員に研修を実施していくのもそうなんですけど、支援、保護者に対しての理解が得られない時があるというのもあったので、その面

を含め両面から研修をやれば良いという気がしました。

(会長)

ありがとうございました。

(委員)

相談支援事業所それぞれ、身体も知的も精神もいろんな方々の計画を立てているために、人員が不足しているということで、知事が国に政策提言していただいたんだけど、恐らく予算は付くだろうと思います。

それに関連して、強度行動障がいの支援、その支援者への支援が足りないというのは、もっともなことなので、支援者に対する研修等々、必要だというのは良く分かります。

分かりますが、施設は良いんですよ、施設から費用が出て、その研修を受けるんですけども。

ただ、在宅でやっている場合、一般の事業所というのは大変、そこでかき回しますと事務の整理がそれに追われて大変です。

一つ間違えると、障がい福祉課が行って、これいかんでないか、あれいかんでないかと言ってますんで。言う方はいいんです。

一般の事業所は、本当、人員が少ないんで、手一杯やっている上に事務もやらないかんですからね、これは大変です。

皆さん方は施設ですから、それで良いんでしょうけども。一般の事業所、大変ですよ。

でも、一般の事業所は頑張っていますね。在宅の場合。そういうことも考えていてやらんといかんのとちがうかなと。そんな気がしてます。

(会長)

大変貴重な意見ありがとうございました。

私も、その辺重々感じているところでございます。

大きい施設って、人員にも余裕があると言ったら怒られるかもしれないんですが、小さな放課後デイとか、そういう事業所については委員がおっしゃって頂いたように、一人が来ることによってかき回して、どうにもこうにもしようがないという感じを、私も十分感じています。

(委員)

施設は良いんですけど、事業所はあんまり高度にしすぎると、もう大変、在宅福祉が潰れる。コロナで施設が全部、一般の事業所がダメになって、施設が全部受け入れてくれなかったら、これできないからね。

そこらも考えてくれないといかんなと言うことです。

相談支援だって大変でしょう。皆さんの所。

手一杯でしょう。十分な計画相談、サービス利用計画を立てようとするればするほ

ど大変だからね。

そこそこにやって、障がい福祉課が許してくれるんだったらやるんだけどね。

それはもう、うちの事業所なんか、真面目だからね。キッチリやるから。ちょっと手を抜けと言うけどようせんわね、性格だから。真面目なほど損。

(委員)

委員の仰るとおり、相談支援事業というのは非常に大変な状況。コロナの状況もそうなんです。

通常、そんなに事業所は人数抱えていないです。相談支援専門員が1人とか2人の小規模な事業所が多いんです。

その中で、強度行動障がいの、なかなか受け入れ先の確保が難しい障がい者を抱えてしまうとそれだけでかなり時間を取られてしまって、他の業務がなかなか回っていかないという現状が実際あります。

それ以外の困難事例もそうなんですけど、そういう事業所をサポートできるような体制作りをやらないといけないということがあると思うんです。

それは何処かというところ、やはり基幹型支援センター、これを整備して一般の事業所の困難事例があった場合については一緒になって対応に協力してもらえるような、そういう体制を作っていくことが、併せて、大事じゃないかなと思っています。

(委員)

まあ、そういう事なんですけどね。

地域共生社会を創ろうとしたら、相談支援事業所がしっかりしないとダメなので。そのためには、優秀な相談支援専門員を作っていくのが自立支援協議会の方向性でもある。それを地区地区に作らないといけない。

(会長)

他に何かご意見ございますでしょうか。

(委員)

さっきも言ったけど、保護者に対する支援って本当に大事だと思いますよ。

この間もこんな例があって、水頭症で80キロあるんです、利用者が。35~36歳の人で、お母さんが85~86歳で。お母さんが倒れて、利用者の方は施設は入りたくないと言うので、ショートステイに入れたらしいんですけど。そんな例があるので、85~86歳が来て寝たきりの水頭症の息子を看ているっていう、保護者もね沢山ありますよ。

そんなものを拾い出して、何かそういう手助けができるように。施設に入りたくないという人は沢山いるからね。障がい者の場合はね。それはもう親が看なければしょうがない。親も可愛いから看ると。そういう時に在宅の支援が少ない。

さっきも言ったように、事業所、一般の事業所の力もつけていかないかん。

皆さん方、施設ばかりの力でもあかんしね。共に行かな。かわいそうなんですよ。

そんな例は一杯ありますからね。

(会長)

ありがとうございました。

特に在宅の方の支援，他に，全体を通してでも良いですが。

(委員)

障がい児の家族への取り組み，9ページ，本人が在宅で面倒を見て欲しいという意見もあるんですが，両親が亡くなってしまった後の不安というのをすごく感じて，50代の人が多いので両親の支援というか親御さんに対してどうしたらいいのかなあと思いました。

(会長)

今仰った意味，十分分かります。

こんなこと言って良いのか分からないが，親って，お子さんに安心して暮らして欲しい，できる限り，それは親の思いとして間違いはないかとは思うんですけど。

ご本人の思いとの差というかね。

先ほど，委員さんも仰って頂いた部分との格差，隔離というんですか，それは，私もずっと障がい者福祉やってて感じているところでございます。

だから，ご本人が本当に望んで生活する場所を選んでいく，そういう具合になっていけば良いんだけど。

僕も親だから分かるような気もするし，安心して暮らして欲しい，その狭間で，やっぱり特に知的な障がいの方の揺れ動きというんですか。

それをずっと感じながら何十年もやってきたところでございます。

究極言えば，本人が望む場所で生活する。それに尽きるかとは思うんです。

だから，その辺目指して考えていかないかん部分じゃないかと思っております。

(会長)

他に何かございませんか。

そうしましたら，冒頭に申しましたように，推進部会で事前に協議させて頂いて，そして今も貴重な意見を，色々ありがとうございました。

どうしても推進部会は，相談支援専門員ばかりが集まっておりますので，若干ニュアンスが違う部分もあります。

今の頂いた意見含めて，今後推進部会の方での検討会議について，名称はどうするか，今後検討になろうかと思うんですが，年度内を目処に考えていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

※「異議なし」の声

(会長)

そうしましたら、この件につきまして、議題の整理や今後の方向性について、関係者含めて考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、議題（２）について、事務局から説明をお願いします。

※議題（２）について、障がい者相談支援センターから資料３により説明。  
質疑は特になし。

（会長）

それでは、議題（３）について事務局から説明をお願いします。

※議題（３）について、障がい者相談支援センターから資料４により説明。

（会長）

それでは、議題（３）について御意見等ございましたらお願いします。

（委員）

研修会だけでなく、たぶんオンラインでないと、当分できんだろうね。  
４～５年続くと言ってるね。これが。

（会長）

恐らく、しばらく続いていくだろうと思うんです。それで、オンライン研修について、この間受けてどんな感じだったかちょっと報告をお願いします。

（委員）

ズームによる研修で東京の講師の先生とやりとりしたんですけど、映像が無くても音声がはっきりしていればストレスなくやりとりできるかなと思いました。

資料を提示しながらの説明であれば、する側の力量が問われてくるのかなと思います。

（会長）

今後、相談支援従事者初任者研修から始まってサビ管研修含めて強度行動障がい研修をオンラインにより少人数でやっていくということなんだけど。

私の感覚で言うと、テーブルに５～６人が集まって研修をする、従来のやり方というか、それによって力がついていくというか、みんなが考えていることを取り入れて、自分の意見を伝えるということ、今までずっとやってきた歴史はあるんですけど、それが、面と向かっては、やっぱり難しいんだったら、やっぱりこの辺をどうクリアして、人材育成していくのが大きな課題かなと思いながら聞きました。

（委員）

旅費とかもいらんし、ええわな。

コストさえしっかりしておけば。

(障がい者相談支援センター)

今、研修の実施方法ということでお話がありましたが、委員さんには先日「ファミリー指導者養成研修」で東京の講師先生とテレビ会議システムで繋がって受けていただきました。

基本的には、少人数で開催するということになっている関係もあるんですが、もう一つ、会長さんが仰られたグループワークですが、今、研修では、一方的な講義を受けるよりも、みんなで参加型のワークを行うことを重要視しておりますので、そこを全てオンライン化するのは現実問題難しい部分もあります。

ですから、今まで大きな研修会場で、例えば6人グループを十数グループ一気に展開していたようなものを、例えば6人グループを5つぐらいで少人数化して、それをサテライト3会場を設定し、メインの講師が3会場を結んで運営していただくような形態を想定しています。

グループワークのところは国が示したカリキュラムの中でも重要とされていますので、今年度はそういう風な形で実施し、講義的な部分は、リアルタイムでオンラインで実施するといった形で、できるだけ意義がある研修をやっていきたいと考えております。

(会長)

ありがとうございました。

先ほどの強度行動障がいの研修も求められていますので、よろしく申し上げます。  
この件について何かありましたら。

※質疑無し

(会長)

それでは、議題(4)について事務局から説明をお願いします。

※発達障がい者総合支援センターから資料5により説明。

(会長)

ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

(委員)

丁寧な説明ありがとうございました。

発達障がい者総合支援センターの方では、障がいのアセスメントとかを依頼すれば、お願いできる体制なんではないでしょうか。その辺、内容を超える感じかも知れませんが。

実は、問9の中でも出てきます2次障がいへの対応の中で、ひきこもりもそうな

んですが、反社会的な行為、触法行為をした方が、この人は発達障がいじゃないかな、障がいの背景としてあるんじゃないかなと思われる事例が、多数相談として舞い込んできておまして、具体的に逮捕起訴されている方の支援を行っている訳なんです。いわゆる大人の発達障がい、そういう方達の診断としてアセスメント診断、そして支援の計画の中に発達障がい者総合支援センターが絡んでいただけるものなのかな、という質問をさせていただきたいと思うんですが。

どんな感じでしょう。

(発達障がい者総合支援センター)

「発達障害者支援センター」が、発達障害者支援法の中で規定されてまして、全国の都道府県、政令指定都市に今では90か所近くございますが、徳島県の場合は直営ということで、県が小松島市のハナミズキと美馬市のアイリスを拠点とし、県下全域で対応しているところです。

実は、相談件数がかなり右肩上がり、大人の発達障がいへの認知も進んできて、相談件数は昨年度、延べ4千件を超えております。実人数は千人ちょっとなんですけど、私どもセンターも限られた人数の中で直接の相談として直接支援、あるいは間接支援として、専門的なサポートや人材育成でありますとか啓発、研修、その直接支援と間接支援のバランスを取るのに非常に苦慮しているところです。

そういった中で法改正の趣旨にも基づいて、できるだけ身近な地域で相談支援事業所であるとか、市町村の窓口で、先ずは一次的な対応をしていただくために、モニタリングの第一次受付の資料について適したものが無いというご意見もアンケートでありましたので、実は昨年度末、新たにご利用いただけるような様式を乳幼児、学齢期、成人とライフステージに応じたアセスメントシートを作成して年度末にホームページにアップしたところです。

そういったものを身近なところでご利用いただく体制ができれば、私どもも機関コンサルであるとか人材育成であるとか専門的な部分にシフトできると。

今、直接支援の現状を申しますと、電話で受け付けて初めての面接に来ていただくまでに3週間から1か月お待ちいただく状況がありますので、県民サービスとしても、そういった期間を短くするために、できるだけ身近なところでということを目的に、アンケートをさせていただいた状況もございます。

よろしいでしょうか。

(委員)

ぜひ、ご協力お願いしたいと。私、認知症の人と家族の会の支部代表もしているんですが、実は来週かな、発達障がい者総合支援センターさんの方から実習ということで、うちの方においでいただく事にもなっておりますので、ぜひ、よろしく申し上げます。

(委員)

以前から知りたいと思っていたんですけど、発達障がい者総合支援センターの方がおいでしているので、発達障がいの人って、大脳生理学的に言えばどういう風に説明したら良いんですか。十把一絡げで発達障がいと言うけど色々あるでしょう。

(発達障がい者総合支援センター)

発達障がいの定義については、発達障害者支援法の中に定められています。まずは脳機能の障がいであって、小さな頃に発現するとあります。

(委員)

脳機能の障がい。どのあたりがどうなのか。

(発達障がい者総合支援センター)

最新の知見は進んでいるんですが、発達障害者支援法はWHOによる分類に基づいて定義しているんですが、世界的な流れでは、アメリカの精神医学会DSM-5という新しい診断基準が公表されて、これまで自閉症と言っていたり広汎性発達障がいと言っていたりアスペルガー障害と言っていたものを連続した障がいと捕らえて自閉スペクトラム症ASDや、皆さんもお聞きになったこともあると思うんですけど、ADHD、学習障がいなど、世の中には発達障がいに関する様々な呼称なり診断名が混在しているところです。

ただ、脳の機能の障がい、こういう薬を飲んだら治るというものではないと言われていています。

私どもも、最新の知見を勉強しながら、かつ、先ほど委員が仰った困難事例、2次障がい、引きこもり、触法ケース、そういったケースに対応していくために関係機関と連携して取り組める体制をつくりたいと、こういったアンケートをさせていただいたところです。

県としましても、2030年には県民の皆が発達障がいについて正しく理解して頂きたいというのを目標にして取り組んでいるんですけども、私どももこつこつと発達障がいについて理解を深めていただく啓発事業もやりながら、直接相談を受けたり、事業者に対してサポートしたり、日々、職員全員で奮闘しているところです。

(副会長)

委員さんの補足というか、お願いという形で発言したいんですが、この会でも申し上げたところがあるんですが。

今、発達障がい者総合支援センターの所長さんが仰ったように、ハナミズキの相談件数、対応、ニーズも高くなって、非常に右肩上がりで、相談件数も増えて忙しいという。それに比べて人員配置もなかなか伸びていないという現状も聞かせていただいたところです。ただ、今、ハナミズキとアイリスの県下2か所で広いエリアを対応しているんですけど。ハナミズキ、アイリスに行ける方、症状的、適性にも色々あるんですけども、出向いて行ける方については、なんとかそれに対応できるんですけど。そこに行けない、特性があったり家から出られない方が現実おいでる

わけですね。そのあたりで、発達障がい者総合支援センターの機能として、配慮、工夫していただいて同行訪問等々で一緒にそういう方々を拾い上げていく体制が取れるようなご努力を発達障がい者総合支援センターの所長さんのお力でよろしくお願ひしたい。

(発達障がい者総合支援センター)

昨年度の自立支援協議会で委員から、アウトリーチしてくださいという話があって、職場に持ち帰ったんですが、アウトリーチは今の段階ではセンターはやっていないんですが、関わっている事業所の方に対して、機関コンサルなりバックアップで専門的に関わっていくというのがセンターに求められている姿勢です。

委員の質問ともかぶるんですけど、センターは医療機関でないので診断はしてなくて、検査等はするんですけど、診断はしていないということで、相談をお受けして、何に困っているか、困り具合を関係調整するなりアドバイスをしていくと。

また、委員からお話しのありました、ジョブトレーニング事業所ということで、認知症の人と家族の会にご協力いただくんですけど、就労につきましても障害者職業センター等と協力いただいて関わっていると。

なかなかアウトリーチにお答えできないんですけど、そういうニーズがあるということで、現在やっている移動相談ですが、外へ出て行って、三好市、阿波市、吉野川市、県南の美波町、障がい者交流プラザもお借りして出向いて行って相談をやっておりますので。そういった回数を増やすということができるといいかなんですが。そういった中で、今は対応しているところです。

(会長)

ありがとうございます。

できるだけ、人員配置の方をお願いします。

それでは、議事5の「その他」についてご報告をお願いします。県から国へ政策提言を行っていただいていると聞いています。事務局からご報告よろしくお願ひします。

※障がい福祉課より説明

(会長)

ありがとうございました。

この件については委員にご尽力いただきました。ずっとこの自立支援協議会でも相談支援専門員の数の問題とか、相談支援専門員が疲弊している問題とか、出てきていたんですけど、なかなか前に進まなかったのですが。今後もよろしくお願ひします。

(委員)

感触は、どんな感じですか？

(障がい福祉課)

国の今後の予定なんですけど、来年度予算はコロナの関係で遅れています。国の来年度予算の状況はどうか分からないと。

もう1点は、サービス報酬改定が今年度末に予定されております。それで、関係団体のヒアリングが順次行われていると聞いておりますので、そういった声を踏まえて、具体的に、成果というか目に見える形で出てくるかを見ている状況です。

(会長)

全国的な問題ですね。

(会長)

ありがとうございました。

このことについて何かございますか。

そうしましたら、会議に先立って委員から医療的ケア児の支援体制について協議したいと提案がありました。①各市町村の協議の場について②新型コロナ禍においてどういう支援が行われているか③家族が感染者や濃厚接触者になった場合の対応について、事務局から報告いただければと思いますのでよろしくお願いします。

※障がい福祉課より報告

#### 【協議事項についての質問、意見】

(委員)

ありがとうございます、色々対応を考えていただいて。

今、コロナ感染が拡大していく中で、障がい者の子どももそうですが大人も含めて地域生活が危機的な状況に来ている感じがします。

特に障がいの重い人でサービスを沢山受けているような方、重症心身障がい児、医療的ケア児ですね。

とにかく、人に会うことがリスクになるので、重度の方の暮らしは人の支援抜きにしては考えられない、人の支援で成立する生活ですので。

そこが今、リスクを抱えている状況になっている中で、本人家族の方は不安な状況の中で暮らしています。

そこで、今タイムリーに重症児のお母さんからご相談いただいているんですが、同居者がコロナに感染した場合、又は本人が感染した場合、手順がなかなか分からないということ。

どういう施設で受け入れが想定されており、医療ケアが必要であればたぶん医療機関になると思うんですが、それをどういう風な施設での受け入れを考えているのか、また、その施設の調整は何処がするのかということが分からないと言われております。その辺については国の5月20日の事務連絡で対応の留意事項が出ているので、そういうのも含めて、可能であれば、家族の方、相談支援事業所については、

その流れが分かるような形で資料でもあれば、相談支援事業所からの情報提供もできると思いますので、その辺、ご協力とご支援をお願いしたい。

(障がい福祉課)

今の委員からのご提言、まさにごもっともな話でして、私どもも聞いているのは、全体像が見えないと市町村に行って良いのか相談支援事業所に行って良いのか県なのかというところ。申し訳ありませんが、まだはっきりしていなかったのが大きな課題でしたので、これについては、福祉サービスの一義的な対応は、市町村が支給決定というのが普通の流れですが、特に今回コロナということで、福祉だけでなく衛生部局の協力もないと、うまく継続もできないということもございますので、県としてもしっかりと福祉、衛生部局、保健所の力も借りながら支援していくこととなります。

今の話のとおり見える化ということは重々言われておりますので、これについては近々、市町村とも意見交換の場を持つことにしていますので、今の議論も踏まえてできるだけ対応させていただけたらと思います。

(委員)

新型コロナウイルス、第2波が終わりかけて次第3波と言われているんですね。第2波まではそれほど怖くない。というのは、2018年度にインフルエンザでは3,300人くらい死んでいるんです。今の新型コロナは1,000人ちょっとでしょう、その中で高齢者、重病者が死亡している。

(会長)

ありがとうございました。

医療的ケア児については、今、返答にありました見える化を早急に進めていただきたいと思います。

この件について、他に何かあれば。

(副会長)

委員が仰ったように、見える化を早急に進めていただきたいのと、医療的ケアの方はご家族が感染者や濃厚接触者になった場合、在宅での生活の継続がなかなかできないのは事実ですよ

医療施設、医療機関の方と緊密な連携、タッグを組んで、スムーズな受け入れに向けた体制作りを進めて行っていただけたらと思っています。よろしく願います。

(会長)

今の意見、そのとおりだと思いますので、よろしく願いいたします。

本日の会議や今後の当協議会に関しまして、何かご質問、ご意見ございますか。

では、他に意見がないようですので、議事を終えたいと思います。